

墨田区の意味疎通支援策の現況について

- 1 補装具購入費の支給 【 】内は、平成29年度給付件数
補聴器【132件】
重度障害の方向け意思伝達装置【1件】

- 2 主な日常生活用具の給付 【 】内は、平成29年度給付件数
 - (1) 携帯用会話補助装置（耐用年数5年）【1件】
言葉を音声又は文章に変換する携帯式の装置
対象 音声機能障害、言語機能障害、肢体不自由（音声言語に著しい障害があるものに限る。）

 - (2) 情報・通信支援用具（耐用年数5年）【10件】
パソコンを操作するときに必要なとする大型キーボード、ジョイスティック等の入力機器、画面拡大ソフト等及び点字表記又は音声ガイド機能のあるワンセグラジオ
対象 上肢障害、視覚障害

 - (3) 点字ディスプレイ（耐用年数6年）【3件】
パソコンの画面に表示された情報を点字で表示する機器
対象 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害等

 - (4) 活字文書読上げ装置（耐用年数6年）【1件】
文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する装置
対象 視覚障害

- (5) 視覚障害のある方用ポータブルレコーダー(耐用年数6年)【2件】
音声により操作ボタンを知覚又は認識し、D A I S Y方式による
録音及び同方式により記録された図書の再生を行うもの

対象 視覚障害

- (6) 点字器(耐用年数7年又は5年)【1件】

点字板、点字定規等の点字を書く機器

対象 視覚障害

- (7) 点字タイプライター(耐用年数5年)【0件】

点字を書くためのタイプライター

対象 視覚障害

- (8) 視覚障害のある方用拡大読書器(耐用年数8年)【9件】

画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに写す機器等

対象 視覚障害

- (9) 聴覚障害のある方用通信装置(耐用年数5年)【5件】

電話に接続し、音声の代わりに文字等により通信を可能とする装置(テレビ電話及びF A X)

対象 聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害

- (10) 人工喉頭(耐用年数4年又は5年)【15件】

呼気によりゴム等の膜を振動させ、又は顎下部等にあてた電動板を振動させ、音源を口腔内に導き構音化するもの等

対象 音声機能障害、言語機能障害

- (11) 情報受信装置(耐用年数6年)【0件】

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する装置

対象 聴覚障害

(12) 会議用拡聴器（耐用年数6年）【0件】

会議等の音声を集音し、イヤホン等へ送信する機器

対象 聴覚障害

3 手話通訳・要約筆記等

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣サービス

平成29年度派遣件数 手話通訳者 1, 123件

要約筆記者 122件

(2) 手話講習会の受講を通じた職員育成

平成29年度受講者数2人

4 点字等

(1) 代理記載制度、代理投票・点字投票

(2) 墨田区のお知らせ「すみだ」

点字版、音声目録CD-ROM（デイジー）版及び録音テープ版の発行

(3) 墨田区議会だより

録音テープ版の発行

5 障害者福祉課の取組

障害者福祉課に手話通訳が可能な職員の配置（2人）

筆談ボードの設置

活字読上げ装置の設置

6 その他の事業

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業